

所得の低い方は居住費(滞在費)・食費負担が軽減されます。

**令和3年8月から改正されました(介護保険 負担限度額認定申請)**

介護保険施設等や短期入所サービス(ショートステイ)をご利用になる場合、居住費(短期入所の場合は「滞在費」。以下「居住費等」という。)及び食費については原則として自己負担ですが、認定要件の基準(所得の低い方及び資産要件(預貯金等))を満たす方は、申請により、一部が保険給付の対象となり、負担が軽減されます。

令和3年8月から、在宅で介護を受ける方との公平性等の観点から、負担能力に応じた負担となるよう見直しが行われました。

**1 軽減対象サービス**

- 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、短期入所生活介護、短期入所療養介護、地域密着型介護老人福祉施設

**2 自己負担の軽減対象者とその負担限度額(負担の上限額)**

**改正部分は下線** (単位:円/日額)

利用者負担段階※1	認定要件の基準		負担限度額					
	所得の状況	資産要件 預貯金等※4	居住費等				食費	
			ユニット型個室	ユニット型個室の多床室	従来型個室※2	多床室	施設入所	ショートステイ
第1段階	生活保護受給者、中国残留邦人等支援給付受給者	単身: 1,000万円以下 夫婦: 2,000万円以下	820	490	320 (490)	0	300	300
	世帯全員(世帯分離の配偶者を含む。)が市市民税非課税 老齢福祉年金受給者							
第2段階	世帯全員(世帯分離の配偶者を含む。)が市市民税非課税 合計所得金額と年金収入額の合計額※3が年額80万円以下	単身: <u>650</u> 万円以下 夫婦: <u>1,650</u> 万円以下	820	490	420 (490)	370	390	<u>600</u>
第3段階①		合計所得金額と年金収入額の合計額※3が年額80万円超 <u>120万円以下</u>						
第3段階②	合計所得金額と年金収入額の合計額※3が年額 <u>120万円超</u>	単身: <u>500</u> 万円以下 夫婦: <u>1,500</u> 万円以下	1,310	1,310	820 (1,310)	370	<u>1,360</u>	<u>1,300</u>
第4段階	上記以外の方(課税世帯) ※「課税世帯における特例減額措置」は裏面参照		※ 利用者の負担となる居住費等及び食費の額は、各施設との契約により決まります。金額は各施設にご確認ください。					

【注意事項】※1 所得や世帯の変更があると、利用者負担段階が変わることがあります。

※2 ( )内の額は介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、短期入所療養介護を利用する場合の額です。

※3 合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計額

〈非課税年金に含まれるもの〉 ←

年金保険者から通知される振込通知書、支払通知書、改定通知書などに「遺族」や「障害」が印字された年金(遺族基礎年金、障害基礎年金等)のほか、「寡婦」「かん夫」「母子」「準母子」「遺児」と印字された年金も遺族年金として判定の対象となります。

弔慰金・給付金などは、「遺族」や「障害」という単語がついた名称であっても、判定の対象となりません。

### 3 申請に必要な書類など

※4 預貯金等に含まれるもの(例)	申請に必要な書類(例)
預貯金(普通・定期・貯蓄等) ※複数ある場合は全ての合計額。 ※配偶者がいる場合は夫婦合計額。	通帳の写し(配偶者がいる場合は夫婦2名分全て) ①表紙又は見開き(金融機関名・支店名・口座番号・口座名義がわかる部分) ※ゆうちょ銀行は必ず見開き ②最終記帳ページ(2か月以内に記帳したものと及び過去2か月間の取引歴が確認できるページ) ③預貯金額のわかるページ(普通・定期・貯蓄・積立等) ※預貯金等が0円であっても写しが必要です。
現金(タンス預金)	自己申告
有価証券(株式・国債・地方債・社債等)	証券会社、銀行等の口座残高の写し等
金・銀(積立購入を含む)等、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	購入先の口座残高の写し
投資信託	銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し
負債(借入金、住宅ローン等)	残高証明書等 ※預貯金等から差し引いて計算します。

〈預貯金等に含まれないもの(例)〉…生命保険、自動車、腕時計、宝石等の貴金属、絵画・骨董品・家財等

#### 《負担限度額認定申請 記入・添付書類チェックリスト》

記入もれ・書類の添付もれがないか、ご確認ください。下記の項目に不足があると受付できない場合があります。

<input checked="" type="checkbox"/>	チェック項目	<input checked="" type="checkbox"/>	チェック項目
1	<input type="checkbox"/> (被保険者氏名を代筆した場合) 被保険者氏名の横に押印	6	<input type="checkbox"/> 収入等に関する申告(その他事由含む)の欄の 該当箇所にチェック
2	<input type="checkbox"/> 配偶者の有無に○印	7	<input type="checkbox"/> 預貯金等の申告(夫婦合計)のチェック
3	<input type="checkbox"/> (配偶者が「有」の場合) 配偶者に関する事項の欄の記入	8	<input type="checkbox"/> 預貯金額、有価証券、その他の欄に金額を記入 (ない場合は「0円」と記入)
4	<input type="checkbox"/> (遺族年金・障害年金を受給している場合) 受給中の年金に○印	9	<input type="checkbox"/> 申請書裏面の同意書に、記入と押印
5	<input type="checkbox"/> (遺族年金・障害年金に○印がある場合) 年金保険者に○印	10	<input type="checkbox"/> (被保険者本人以外が提出する場合) 提出代行者の欄に記入
11	<input type="checkbox"/> ~添付書類のもれはありませんか?~ 《本人、配偶者の預貯金等の通帳等の写し》 ・表紙又は見開き(金融機関名・支店名・口座番号・口座名義がわかる部分、ゆうちょ銀行は必ず見開き) ・最終記帳ページ(2か月以内に記帳したもの)及び過去2か月間の取引歴が確認できるページ ・預貯金額のわかるページ(普通・定期・貯蓄・積立ページ等)  ※預貯金等が0円の場合や休眠口座であっても通帳等の写しは必要 ※境界層該当、特例減額措置の方は証明書類が必要		

#### 課税世帯における特例減額措置(居住費・食費)

世帯全員が市民税非課税でない場合でも、高齢夫婦世帯等で一方が施設に入所した場合で残された配偶者等の収入が一定額以下となる場合等には、居住費及び食費の負担が第3段階②に引き下げられます。

〈対象者〉 市民税課税世帯で、以下の①～⑥のすべてに該当する方

- ①その属する世帯の世帯員の数が2以上であること(単身世帯は対象外)
- ②介護保険施設に入所(短期入所は除く)又は入院し、利用者負担第1段階～第3段階に該当しないこと
- ③世帯の年間収入から施設に支払う利用者負担(施設サービス費用1・2割分、居住費、食費の年額合計)の見込額を除いた額が80万円以下となること
- ④世帯の預貯金等の額が、450万円以下であること
- ⑤世帯に日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと
- ⑥世帯全員が介護保険料を滞納していないこと

※ 上記の世帯には、別世帯となっている配偶者も含まれます。

# 介護保険施設における 負担限度額が変わります

令和3年  
8月1日  
から

○介護保険施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院）やショートステイを利用する方の食費・居住費については、低所得の方への助成（補足給付）を行っています。

※補足給付は、世帯全員（別世帯の配偶者を含みます）が市町村民税非課税の場合が対象です。

○令和3年8月から、在宅で暮らす方との食費・居住費に係る公平性や負担能力に応じた負担を因る観点から、一定額以上の収入や預貯金等をお持ちの方には、食費の負担額の見直しを行います。

**Q** どのような改正がおこなわれるのですか？

**A** ①認定要件である預貯金額が、以下のとおり変わります。

なお、今回の見直しで補足給付の対象外となる方でも、預貯金額が減少して、認定要件を満たすこととなった場合には、申請により負担軽減の対象となります。

	R3.7月まで	見直し後(R3.8月～)
年金収入等※80万円以下(第2段階)	単身 1,000万円 夫婦 2,000万円	単身 650万円、夫婦 1,650万円
年金収入等 80万円超120万円以下(第3段階①)		単身 550万円、夫婦 1,550万円
年金収入等 120万円超(第3段階②)		単身 500万円、夫婦 1,500万円

※公的年金等収入金額（非課税年金を含みます。）+その他の合計所得金額。

②介護保険施設入所者・ショートステイ利用者の食費（日額）の負担限度額が変わります。

なお、居住費の負担限度額は、変更ありません。

	施設入所者		ショートステイ利用者	
	R3.7月まで	見直し後(R3.8月～)	R3.7月まで	見直し後(R3.8月～)
年金収入等※80万円以下(第2段階)	390円	390円	390円	600円
年金収入等 80万円超120万円以下(第3段階①)	650円	650円	650円	1,000円
年金収入等 120万円超(第3段階②)	650円	1,360円	650円	1,300円

補足給付の対象ではない方※

ご負担いただく額は、施設と利用者の契約により決められています。

ご負担いただく額は、施設と利用者の契約により決められています。

※食事の提供に要する平均的な費用の額（基準費用額）は、1,392円→1,445円（日額）に変わります。  
 （注）生活保護受給者や老齢福祉年金受給者等（第1段階）の負担限度額は、食費・居住費ともに変更ありません。

**Q 「預貯金等」にはどのようなものが含まれますか。また、どのように確認するのでしょうか？**

**A** 預貯金等に含まれるものは、以下の表のとおりです。負債（借入金・住宅ローンなど）は、預貯金等の額から差し引いて計算します。

申請書に預貯金や負債額を記載していただくとともに、以下の表の「確認方法」に記載の添付書類等を付けていただくこととなります。その上で、保険者が必要に応じて、金融機関等に照会を行います。

預貯金等に含まれるもの	確認方法
預貯金（普通・定期）	通帳の写し （インターネットバンクであれば口座残高ページの写し）
有価証券 （株式・国債・地方債・社債など）	証券会社や銀行の口座残高の写し （ウェブサイトの写しも可）
金・銀（積立購入を含む。）など、 購入先の口座残高によって時価評価額 が容易に把握できる貴金属	購入先の口座残高の写し （ウェブサイトの写しも可）
投資信託	銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し （ウェブサイトの写しも可）
現金	自己申告

※預貯金等に含まれないものとしては、生命保険、自動車、腕時計、宝石などの時価評価額の把握が難しい貴金属、絵画、骨董品、家財などがあります。

※不正に受給した場合には、それまでに受けた給付額に加え、最大2倍の加算金（給付額と併せ最大3倍の額）を納付していただく場合があります。

**Q 介護保険制度における食費・住居費の負担が重く、生活が苦しくなるのですが…**

**A** 以下の負担軽減措置の対象となる場合がございます。詳細はお住まいの市区町村にお尋ねください。

食費・居住費の特例減額措置

- ①2人以上の市町村民税課税世帯の方
- ②世帯の年間収入から施設の利用者負担（介護サービスの利用者負担、食費・居住費）の見込額を除いた額が80万円以下
- ③世帯の預貯金等の額が合計450万円以下
- ④介護保険施設に入所し、現在補足給付を受けていない
- ⑤日常生活に供する資産以外に資産がない
- ⑥介護保険料を滞納していない

社会福祉法人等による利用者負担軽減制度事業

以下①～⑤の要件を全て満たす方等のうち、生計が困難な方として市町村長が認めた方。

- ①世帯の年間収入が150万円以下（世帯員1人ごとに50万円を加算）で市町村民税非課税世帯
- ②預貯金等の額が合計350万円以下（世帯員1人ごとに100万円を加算）
- ③日常生活に供する資産以外に資産がない
- ④親族等に扶養されていない
- ⑤介護保険料を滞納していない

※事業を実施していない社会福祉法人等もございます。